

第26回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和6年（2024年）6月27日（木）午後4時30分～6時30分
2. 場 所 国立市役所2階 委員会室
3. 出席者 委員9名
委員 炭谷会長、古川副会長、大島委員、押田委員、神田委員、小島委員、只野委員、三井委員、呂委員
事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木室長補佐、桑代主任）

【炭谷会長】 これより第26回審議会を開始します。まず議題1について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 初めに資料1についてご説明いたします。第三期の審議会については、昨年10月からスタートしましたが、資料1は10月と4月の会議で皆様からいただいたご意見をまとめたものとなります。まず、今年度行う予定の人権・平和に関する市民意識調査についてですが、子どもの意見も重要であるため子どもを対象とした調査も実施できるよう検討する必要がありますのではないかというご意見を複数の委員からいただいていたかと思います。また、子どもを対象とした調査については、無作為抽出以外の方法もあってよいのではないかとのご意見をいただいております。また、年齢区分ごとの3種類の調査票については、同じ趣旨の質問であるならば、例えばやさしい日本語を使用するなどして問を統一すれば、3種類作り分ける必要がなくなるのではないかとご意見をいただいております。また、調査全体として、

「〇〇についてどう思うか」と一般論的に問うような調査を行うのか、またはより当事者性に着眼して、当事者としてのニーズを掘り起こすような調査を行うのか、調査の趣旨をより明確にした方がよいのではないかとご意見をいただいております。また、自由記述の集計をどのようにするのかあらかじめ明確にしておいた方がよいのではないかとご意見、調査票全体にルビを付ける方がよいというご意見、主体的に人権問題を捉えようとするような設問もあってよいのではないかとご意見いただいております。

続いて、推進計画に関しましていただいたご意見です。基本方針に示した大きな方向性をより明確にするものとして作成するものにとらえているというご意見、市が持つ他の個別計画等との関係性を考えると、その他の計画等の上位に位置付くものではないのであればある程度抽象的なものにしないと他の計画等との整合性をとるのが難しくなるのではないかとご意見、また、進捗管理の方法についてよく検討する必要があるのではないかとご意見をいただいております。

続いて、市民意識調査についてご説明いたします。資料2-1と2-2をご覧ください。資料2-1は、前回審議会でもいただいたご意見とその後の5月末までにいただいたご意見を設問項目毎に記載しているものとなります。また、資料2-2は、左側に前回お示しした設問項目のたたき台、右側に今回の修正案を掲載しています。まず資料2-1ですが、調査全体へのご意見をいくつかいただいております。まず炭谷会長からですが、過去に同種の意識調査はあったかという点、時系列的分析が可能かという点、国や他自治体との比較分析がどれだけできるかという点でご意見をいただいております。押田委員からは、人権に対する知識や理解を図る項目が無いためそれらがあった方がよいのではないかとということで、例えば各種人権に関する法令の認知状況やその理解度など、ある程度の確認はできると思われ、それらを高めることは自治体の責務ではないかとご意見をいただいております。また韓委員からは、自治体の行う調査の場合、①意識②被害③対策について、不特定多数の市民に問うことが多いかと思われ、その中でも、①意識がメインになろうかと思うが、この②被害③対策というものについては、抽出調査になると当事者が該当する比率が相対的に低いはずで、この②③について不特定多数の一般市民を対象にした調査にはなじみにくいはずであり、前回までのたたき台だと多くのマジョリティ市民にとって「わからない」とか「どちらでもない」という回答ばかりになってしまわないか。設問数の増加は該当負担になるため思い切ってそのあたりを削り、マジョリティの理解・認識不足を把握できるような調査になればよいのではないかとご意見をいただいております。

資料2-2をご覧ください。市民意識調査の概要という部分があるかと思いますが、前回の

たたき台の時点では、12～14歳、15～17歳、18歳以上という3分類で、全体として計3,000人の無作為抽出により実施することとしておりましたが、この場合、子どもの調査数が大変少なくなってしまうため、少し変更をしまして、12～14歳で500人、15～17歳で500人で18歳以上で3,000人、トータル4,000人という数で実施したいと思っています。予算上これ以上の人数は難しく、この内容で進めたいと考えています。この場合、例えば12～14歳の人口は約1,800人ですので、そのうちの500人に対して調査をお送りできるということとなります。

資料2-1の問4以降をご覧ください。まず問4に対するご意見として、炭谷会長からは公務員や教育機関、団体職員、役員などがどこに位置付くかを明確にすべきというご意見、また小島委員からは、例えば家事労働育児労働に従事している方にとっては選択肢に躊躇されるのではないかと、「無職」に括られてしまうことの抵抗感があるのではないかとといったご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえまして、内容を修正しています。修正した分類ですが、内閣府が行う人権に関する調査と東京都が行う人権に関する調査とおおよそ同じものとしておりまして、似たような分類となっております。市として、この区分により何を調査したいかというところが重要かと思いますが、例えば国立市内にある学校や事業所に通われている・勤められている方と市外の方とで何か違いがあるのか、また正規・非正規で違いがあるのかとか、そういったところを見ていきたいと考えておりますので、内閣府や都の区分と合わせてもそこは問題ないと考えております。次の問5・6については、特段ご意見をいただいておりますが、順番の入れ替えをしています。その関係で新しく問6として、いわゆる差別解消三法と市の人権条例の認知度を問う設問としています。次の問7については、炭谷会長から、選択肢の表現をよく検討する必要があるというご意見いただいております。また小島委員から、選択肢のうち自分は他者にそのようなことをしないとしつつ、自分には関係がないというのは独善的であるため、差別に対してなるべく主体的に捉えようとする姿勢が伺える選択肢があってもよいのではないかとといったご意見をいただいております。それらを踏まえ、選択肢を修正しています。次の問8は特に変更ありません。問9につきましては、前回のたたき台では、行政機関としてどのような人権教育啓発に取り組むことが必要か、自由記述という欄を設けておりましたが、自由記述の扱いに関してご意見もいただいておりますので、検討の結果として、自由記述を設けない方向で考えております。国や都、他の自身体でも、自由記述を設けていないものが多くあります。また、類似の設問が国や都の設問でもあることから、全く同じ問いではないので完全には比較できませんが、ある程度比較ができるものかと思っております。次の問10は新設の項目でして、人権問題を積極的に考えようとするといった態度を問うような設問として記載のとおりとしています。これらは、今後の市の事業の参考となるものと考えております。次の設問については、炭谷会長と押田委員からその区分の在り方についてご意見をいただいております。修正を加えております。次の問11ですが、問10との重複、答えにくさという部分がありましたので、項目として削除しています。次の問については、日常生活において社会の出来事やニュースなどの情報をどのように得ているかを問う内容でした。特に今の若い人たちがどのようにニュースなどの情報を得ていて、そこでどのように取捨選択をし、理解しているかというところを問うてみたいということで委員よりご意見をいただいておりますので、それを踏まえ作りを変更しております。次の問13は、その得た情報の中に、他者に対する差別的な表現や差別や偏見を助長するような内容があった場合、その情報が本当か嘘かについてどのように判断しているかというのを問う設問で、炭谷会長や小島委員よりご意見をいただいております。修正を加えております。次の問14は、学校教育以外での人権の研修や学習の機会を問う設問でしたが、押田委員から、学校教育の中についても問うべきではないかというご意見をいただいております。この点、学習指導要領においても各発達段階に応じ教科横断的に人権尊重に関する学習を進めることはうたわれているところがあるかと思っておりますので、学校教育の中について問う意味がどれだけあるかということで、いったんは学校外についてのみを記載していますが、この点、ご意見をいただければと思います。次の問では、差別や人権侵害を受けたことがあるかどうかと問う内容となっております。こちらも、国や都の調査に類似の設問がありますので、ある程度比較可能かと思っております。分量が多いので、いったんここで区切り、ご意見をいただければと思います。

【押田委員】 まず全体を通して、例えば部落問題に関する設問など、個別の課題に関する設

問が全くない状況で、そこはちょっと必要なのではないかというのがあります。また、人権課題に関する関心を問う設問の部分で、一覧の中に拉致問題が入っていますが大変抵抗感があります。どちらかというと偏った風潮というのも実際にありますので、ちょっとそこら辺については、私はこの拉致問題に関しては外すべきではないかなというふうに思っています。それから、実際に自分自身が差別や人権侵害を受けたことがあるかという問いがあって、それはどのようなものかという設問がありますが、これに対して、そういうことがあったときに、或いはそれを目撃したときに、どうしたらいいのかやどうしたのか、或いはどうすればよかったのかという、そういう設問があったほうがよいのではないかと思います。また、学校教育以外という部分で、基本的には学校においては人権に関する学習というのは行われているからというふうに事務局から説明がありましたが、これについては例えば、同和教育なんかについていえば特に東日本なんかでは非常に不十分で、西日本と東日本の格差ってのは非常にあるっていうのはいろいろ明らかになっているかと思います。私の自分の経験から言っても、そういういわゆる人権教育的なものというのは、今思い返しても受けた記憶がない。そういう意味では、年齢幅もいろいろあるので、そういう学校の中でちゃんと人権教育を受けたことがあるのかなのか、或いはそういう記憶があるのかなのか含めてですね、この辺の設問はやはりいるのではないかなというふうに思います。

【神田委員】 調査票を送付する際、子ども向けの調査というのは、子どもを名指しして送付するのでしょうか。または親宛てとなるのでしょうか。せめて連名にしないと、子どもの名前だけだと困ってしまう可能性があるように思います。

【事務局】 現在検討しているところでは、子ども向け調査は子ども宛てで送付し、保護者と一緒にご協力くださいというような調査の説明書きを加えたものを同封することを想定しております。お子さんの名前宛で送ることになります。

【神田委員】 基礎情報として個人の状況について問う設問ですが、「あなたの状況」と言われても何が問われているのかよくわからない気もするので、「職業」と言ってしまった方が、この間で何が聞かれるのかという前提としてわかりやすいのではないのでしょうか。その他の設問の問文でも同様です。

【事務局】 先ほど押田委員よりご意見をいただきました点について他の皆様からもご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【小島委員】 部落差別については、その大きな問題として、結婚差別というのがあります。これについては、国なり各自治体でさまざま意識調査がされているわけで、東京都も昨年の調査で個人の意識を問うています。ですので、結婚に対する意識というところを問うというところはあってもいいのではないかなというふうに思います。確か三重県なんかでは、外国籍とかも含めて設問があったかと思います。それから、学校教育の点に関しては、やはり教育の中でどのようになされているのかっていうところは把握したいところがあります。

【大島委員】 今回の調査は、あくまで意識調査かと思いますので、あまり細かいところを掘り下げるのは今回の調査の結果が出てからの部分になるのではないのかなというふうに思います。最初から個別具体の意識を掘り下げてやっていくというのは、この調査の趣旨とはちょっと違うかもしれない。出てきた結果によって、それがどういうふうなことなのかということでやっていくべきものではないかなあというふうに思います。そういったことを考えると、拉致問題ということも、項目から抜くということは逆に何故なのかと感じる部分もあるので、項目としてあっても特に問題ないのではないのでしょうか。あと学校教育についてですが、私は学校に行って子どもたちにそういった人権の話をする機会がありますが、確かに人権というものについて、ほとんどの子どもは答えます。ただし、あくまで教科書的な答え方なので、そういう部分っていうのをやっぱり掘り下げてみたいって気はします。しかしやはりこれも先ほどと同じように、今回出てきた結果に対してどうかっていうことなので、最初からそれがどうかっていうのは、やってみないとわかんない項目だと思うので、そういうのがわかるようにすればいいことなのではないのかなというふうに思います。

【事務局】 資料2-3をご覧くださいますと、内閣府の調査、東京都の調査、川崎市の調査を参考としてまとめておりますが、それぞれの調査で、個別具体的な人権課題については、いくつかの項目を限定して設問が組み立てられています。設問数で見ると、川崎市の問数は非常に多いものとなっているようです。これまでの議論の中では、大体20問くらいに収めておか

なければなかなか回答率が上がらないのではないかとといったところがあったかと思います。内閣府や東京都と大体同じような設問数ですけども、それでも外国人に対するヘイトスピーチや被差別部落の問題、犯罪被害者ですとかそういった問題もいくつか項目として聞いているようです。逆に言うと、現時点の市の調査の設問というのは、全体を通して様々な意識を問う設問になっていますので、もしいくつかより個別の人権課題を聞くとすると、調査全体の作り方をちょっとここで切り換えていかなければいけないというところが発生してきます。この審議会は、次回8月の会までしか皆様から調査に関するご意見をいただく時間がないものですから、例えば、先ほど部落問題については個別の項目があってもいいのではというご意見をいただいています、では他の分野についても設問を作るのかというところが気になるところでして、皆様のご意見をいただきたいところがございます。

【炭谷会長】 私はよく内閣府の調査とか東京都の調査を参照するのですが、両方の調査とも3年ぐらいの間隔でやっていましてほとんど調査内容は変わってないんですね。東京都ですと、例えば部落問題について個別の設問で聞いていて、例えば結婚差別についてありますとか、同和関係者と結婚すると親族の反応がどうかとかそういう質問がされている。もし部落差別についてこういった個別的なものを設問として置くとしたら、他のものについてもやはり聞いておかないといけないと思います。ただそうすると、全体の設計として、ちょっと設問が多くなりすぎて回答率が悪くなるとか、経費がかかりすぎるのではないかと。この辺りどう線引きするかというのは、これは事務局の判断ということもあろうかとは思いますが、そのあたりのことも、ご意見をいただければと思います。

【事務局】 今、会長からの全体の分量のお話もございましたが、現時点の案ですと、分量としてA4サイズのもので裏表で6枚びっしりと設問があるという状況となっています。これが一般の方々に届いたときに、分量としてどうかということがありますので、このあたりも含めご意見をいただければと思います。

【炭谷会長】 ここで、10分間の換気・休憩とします。

【炭谷会長】 審議を再開します。

【古川副会長】 先ほど分量の話が出たかと思いますが、やはり現時点のものでもちょっと多すぎるかなと感じます。一般の方がこの全体を見たときにどれだけ協力してくれるか。個別具体の設問を入れるとなると更に増えるということもあるかと思いますが、今以上に量を減らさないでちょっと厳しいのではという感想をもちます。場合によっては、回答は全てでなくてもよい、一部でもよいから回答をお願いしたいというやり方もあるのかなと思います。

【只野委員】 全体の分量や回答率のことを考えると、個別具体の項目はちょっと難しいということをやむを得ないのかなと思います。

【押田委員】 人権侵害が起きた場合の被害者の救済支援を充実するという点について、そのためにはやはり人権救済機関を設置するというのもこれこそをちゃんと何かしら入れておかないと駄目なのではないかなと思います。救済機関を設置するという点までは今までの議論の中で意見は出ていたと思いますがまだ決定はされてないのかもしれないのですが、ぜひこういうのも入れていただけるとありがたいというふうに思います。

【三井委員】 すいませんがもう一度資料をよく確認した上で後日意見を出したいと思います。

【炭谷会長】 一番大きい観点としてはやはり、全体のボリューム感かと思います。確かに今の原案のままでちょっと量として多いのかと感じるので、整理が必要になるかなと思います。特に紙だと、はじめは答えていても途中でやめてしまうということも起こり得てしまう。聞きたいことはたくさんあるのだけでも、回収率が少ないとそれはそれで問題でしょうから、このあたりのバランスですよね。ある程度限定しないといけないのかなというふうに思います。また、現在の間数としては25くらいだと思うのですが、その中身を見ると非常に濃いし、1つの設問の中に複数答えが必要なものもたくさんある。全体だと何十分かかるんだという心配になる面もありますので、この辺り工夫が必要なのかなと思います。回答率については、少なくとも30%以上は最低ないときつい。できれば5割くらい欲しいという気もします。

【事務局】 人権問題の個別の問題に関してですが、例えばLGBTですとか女性の部分については、男女共同参画の方の意識調査で過去にも設問として調査しているものがあります。ですので、庁内の他の部署の調査とかも調べていくといくつかの分野については、いくつか意識を伺

っているものがあるかもしれません。それから今全体の分量の話がございましたが、問数としてはトータルで24問ですけども、1つの問の中に複数チェックを要するものもありまして、ざっと数えましたが100か所ぐらいやっぱ見なければならぬ内容となっています。こういうところがありますので、先ほどのボリューム感というお話が出ていたかと思いますが、これ以上になってくると、非常に答える側の負担というものが出てくるだろうと思います。これは子どもも含めてです。

なお、先ほど資料に基づいて修正版としてご説明した設問案は18歳以上のものを想定したものでして、子どもへの調査につきましては資料2-4をご覧くださいと思います。3区分について示したもので、大人と子どもへの設問の違うところなどを示した案となっています。

【炭谷会長】 まだまだご意見があろうかと思いますが、後日また事務局に返していただければと思います。それらご意見を踏まえて、次回8月に再度議論ができればと思います。

続いて、議題2について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 この間で行われました平和の日、平和事業の取組についてご報告させていただきます。まず、人権の基本条例で、平和都市宣言の告示日である6月21日を「くにたち平和の日」と定めていまして、今年は6月22日と23日の2日間でイベントを行いました。22日は、伝承者講話を2回行いまして延べ40人にご参加をいただいたところです。その日の午後は、フランスのアニメーション映画の上映会を行いまして、こちらは182人のご参加をいただきました。日頃の平和事業では、小さい子どもたちの参加が非常に少ないのですが、今回お子さんたちにも多く参加していただきました。23日は、市長と語るタウンミーティングを平和をテーマに実施いたしました。矢川プラスを会場に実施いたしました。子ども長崎平和派遣に参加経験のある中学生や、一橋大学の大学院生2名の方にご参加いただきまして、市長との意見交換を行う形になりました。52名にご参加いただきまして、戦争体験者の高齢化の問題ですとか、平和を維持していくためにはどのようなことができるかなど、ご意見いただきましたので、今後の平和の取組に役立てていきたいと考えております。次の、ふつうの日になったのか原爆の日展ですけれども、本日チラシをご参考として配布いたしました。10年程継続している取組でして、8月6日と9日の原爆の日を忘れないために、1行のコトバを募集しているものとなります。毎年、市内の小中学生を中心に1,000件ぐらい応募いただいている事業となっております。応募されたコトバをいくつか選考しまして、8月に市内の公共施設で展示いたします。最後ですが、平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワークについてのご報告です。こちら、平和首長会議に加盟している多摩地域26市のネットワーク体になっておりまして、5月24日に市長会議が開催されました。その場で永見市長が会長に再任されまして、広島市の松井市長にも当日お越しいただき、平和文化の振興についてご発言いただくとともに各市の市長と意見交換を行ったところです。

【炭谷会長】 最後に事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】 次回は8月8日木曜日17時からとなります。また、本日ご説明した調査項目案について、追加でご意見等ございましたら、7月12日金曜日を目途に事務局宛てにいただきたいと思います。いただいたご意見を踏まえまして資料等を修正して8月8日の会議に再度提出させていただきます。

【炭谷会長】 本日の会議はこれで終了とします。ありがとうございました。